

大分県ホームページ広告掲載業務に関する仕様書

1 業務名

大分県ホームページ広告掲載業務

2 業務内容

大分県ホームページのバナー広告スペースを利用する対価を県に支払うとともに、当該スペースに掲載する広告主の募集及び広告掲載に係る業務を行う。

3 主な仕様

(1) 広告の種類

- ・バナー広告とする。

(2) バナー広告の掲載位置及び規格等

ア 掲載位置

大分県ホームページ 通常版トップページ下部（8枠）

イ 規格等

- ・大きさ 縦50ピクセル 横200ピクセル
- ・データ形式 jpeg もしくは GIF
- ・データ容量 30KB以下
- ・画像 静止画像

(3) バナー広告の枠数について

受託事業者は契約締結後、トップページ下部に8枠を超える広告掲載枠の利用を希望する場合は、県と協議の上、増加枠数を決定し、その増加枠を利用する対価を県に支払うこととする。

1枠当たりの利用対価の月額は、契約金額を12月及び8枠で除した金額（円未満切り上げ）とし、掲載枠数と掲載月数を乗じた金額を当初の契約金とは別に県の定める方法により支払うこととする。

4 業務内容

- (1) 大分県ホームページ内に掲示するバナー広告の広告主の募集、調整、バナー広告の作成等に関する一切の業務とする。
- (2) 契約期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。なお、広告掲載期間は、令和8年4月1日から翌年3月31日までの12ヶ月間とする。
- (3) バナー広告1枠あたりの掲載期間は、原則として1ヶ月（毎月1日から末日まで）単位とするが、複数月の掲載も可能とする。
- (4) バナー広告の広告主の募集及び広告原稿の作成等については、「大分県ホームページ広告掲載要綱」、「大分県ホームページ広告掲載要領」及び「大分県ホームページ広告掲載に関する契約書」に基づいて業務を行い、これらに定めのない事項等

疑義が生じた場合は、県と協議のうえ、県の指示によりこれを行うものとする。

- (5) 広告主の選定にあたっては、掲載を希望する者のバナー広告案及びリンク先をとりまとめ、広告掲載開始日の20日前までに県に承諾を求めなければならないものとする。
- (6) バナー広告の原稿は、広告掲載開始日の10日前までに電子メール若しくはCD-R等の電子記録媒体により県に提出するものとする。
- (7) 電子記録媒体による原稿提出時までに、広告主の誓約書（別紙）又は大分県の競争入札参加資格を証する書類の写しを提出するものとする。